



厚生労働省 ひと、暮らし、みらいのために

徳島労働局

Tokushima Labour Bureau

Press Release

報道関係者各位

担
当

令和5年9月28日

徳島労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 佐藤 かおる

雇用環境改善・均等推進監理官 三木 さとみ

雇用環境・均等室長補佐 三原 糸

(電話) 088(652)2718

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

～ 秋の休暇を楽しんで 心に残る思い出を。～

年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）等で掲げられている2025年（令和7年）までに取得率を70%に引き上げるとの政府目標もあり、年休の取得促進が労働者の働き過ぎを防ぎながらワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現のためには重要となっています。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が義務付けられ、政府目標の達成に向けて取組を進めていただいているところです。

しかし、徳島県の年休の取得率は53.2%（2021年）となっており、依然として政府目標である70%とは大きな差があります。

こうした中、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)については、新しい働き方・休み方をするためにも効果的であることから、より一層の導入促進を図る必要があります。

厚生労働省及び徳島労働局（局長 竹中 郁子）では、年休の取得促進の気運を醸成するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」（別添1）とし、以下のとおり集中的な広報活動を行います。

【徳島労働局における実施事項】

1 地方公共団体、経済団体及び労働組合等に対するポスター及びリーフレットを活用した周知の協力依頼

2 個別企業に対する周知

3 「徳島働き方改革推進支援センター」による相談対応、個別訪問支援

徳島労働局では、時間外労働の縮減や年休の取得促進方法など働き方改革に向けた相談を随時受け付ける「徳島働き方改革推進支援センター」（徳島県社会保険労務士会に委託）を設置しています。（別添2）

また、同支援センターでは、相談のほか、専門家（社会保険労務士）による個別訪問支援、セミナー・出張相談会も無料で実施していますので、お気軽にご相談ください。

★「徳島働き方改革推進支援センター」

- ・フリーダイヤル 0120-967-951
- ・ホームページ

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokushima/>

「徳島働き方改革推進支援センター」における相談内容

- ・テレワークの導入、時間外労働の縮減などの働き方改革に関する相談
- ・時間外労働の上限規制、36協定、年次有給休暇の5日取得、年次有給休暇の計画的付与、時間単位年休、同一労働同一賃金など働き方改革関連法に関すること

4 徳島労働局『働き方・休み方改善コンサルタント』による相談受付

『働き方・休み方改善コンサルタント』を徳島労働局雇用環境・均等室に配置し、時間外労働の縮減や年休の取得促進など働き方改革に向けた相談を随時受け付けていますのでご利用ください。（別添3）

★徳島労働局配置の「働き方・休み方改善コンサルタント」

- ・電話088-652-2718
- ・ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_00335.html

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。令和3年就労条件総合調査によると、年休の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、前年調査より3.0ポイント増加しています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

別添資料一覧

別添1 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

別添2 徳島働き方改革推進支援センターのご案内

別添3 「働き方・休み方改善コンサルタント」利用のご案内（徳島労働局）